

⚠ 防災コラム ⚠

▶問合せ先／町総務課危機管理室
☎(52) 3 7 4 4

＜災害発生時は災害用伝言サービスで安否確認＞

災害が発生したときには、停電や通信インフラの損壊、通信の混雑等により、連絡手段が限定されます。そのような場合「災害用伝言サービス」を活用することが有効です。家族や友人はもちろん、被災地にいない方へも、音声や文字情報により安否や避難場所を伝えることができます。

体験期間を利用してサービスの特徴や使い方を確認しておきましょう。

【体験利用期間】

- ①毎月1日、15日
- ②1月1日～1月3日
- ③防災とボランティア週間
(1月15日～21日)
- ④防災週間
(8月30日～9月5日)

利用方法等の
詳細はこちら



総務省 災害用伝言サービス

検索

●災害用伝言ダイヤル(171)

「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って操作します。

1 伝言あたり 30 秒まで録音可能。
公衆電話からも録音できます。

●災害用伝言版 (Web 171)

スマートフォン、パソコン等から文字で安否を登録・確認できます。

100 文字以内の伝言を登録できます。

← 連携 →

↓ 連携 ↑

●災害用伝言版

現在の状態について、選択式で安否を入力し、100 文字以内の伝言が登録できます。スマートフォン、携帯電話、PHS から利用可能。

●災害用音声お届けサービス

スマートフォン等の対応端末から、録音メッセージを送信できます。

1 伝言あたり 30 秒まで録音可能。

※専用アプリのインストールが必要です。